





平成 29 年 7 月 24 日

各 位

上場会社名 タケダ機械株式会社 代 表 者 代表取締役社長 竹田 雄一 (コード番号 6150) 問 合 せ 先 取締役管理部長 鈴木 修平 (TEL 0761-58-8231)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年8月29日開催予定の第46期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

平成29年12月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」の議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

前述の「1. 単元株式数の変更(1)変更の理由」に記載のとおり、単元株式数の変更を行うとともに、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 変更の内容

- ① 併合する株式の種類普通株式
- ② 併合の方法、割合

平成29年12月1日をもって、同年11月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10株を1株の割合で併合いたします。

③ 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年5月31日現在)	10, 200, 000 株
株式併合により減少する株式数	9, 180, 000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,020,000 株

⁽注) 株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づ き算出した理論値であります。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動等他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年5月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数(割合)
総株主数	956名(100.0%)	10, 200, 000 株(100. 0%)
10 株未満	89名 (9.3%)	117株(0.0%)
10 株以上	867名 (90.7%)	10, 199, 883 株(100.0%)

⁽注)上記の数値は、株式併合を行った場合の理論値(平成29年5月31日現在)であり、10株未満の株式を所有する株主様89名(所有株式数の合計117株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能でありますので、お取引の証券会社又は後述の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数割合に応じて交付いたします。

(6) 発行可能株式総数

発行可能株式総数は、株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、株式併合後における将来の発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日の平成29年12月1日をもって、現在の発行可能株式総数30,000,000株を4,080,000株に変更いたします。

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」の議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 前述の「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合(6)発行可能株式総数」に記載のとおり、 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買 単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、単元株式数については、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更を行うものであり、発行可能株式総数については、株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、株式併合後における将来の発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日の平成29年12月1日をもって、現在の発行可能株式総数30,000,000株を4,080,000株に変更することを目的に、現行定款第6条(発行可能株式総数)と現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、同年12月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって 当該附則を削除するものであります。

② 現状に即した記載にするため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(ト線は変更部分を示します。)		
現行定款	変 更 案		
第1章 総則	第1章 総則		
(目的)	(目的)		
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす		
る。	る。		
(1) 鍛圧機械、工作機械、 <u>及び</u> 器具の製造 <u>、加</u>	(1) 鍛圧機械、工作機械、器具の製造 <u>及び</u> 販売		
工修理並びに販売			
(新設)	(2) 前号(1)に関連する部品、付属品の製造及 び販売並びに仕入販売		
(新設)	(3) 前号(1)(2)の修理、保守、検査		
(新設)	(4) 前号(1)の据付		
(新設)			
(新設)	(6) 機械(部品加工、組立)の受託生産		
(新設)	<u>(7)</u> 古物売買業		
<u>(2)</u> 上記に附帯する一切の業務	<u>(8)</u> 上記に附帯する一切の業務		
第2章 株式	第2章 株式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,080,000株 とする。		
1本とりる。	∠ 9 ⊗₀		
 (単元株式数)	(単元株式数)		
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。		
(新設)	附則		
(A) D.X. /	<u>門別</u> (定款一部変更の効力発生日)		
	第6条及び第8条の変更は、平成29年12月1日をも		
	って効力が発生するものとする。		
	なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除		
	する。		

(3) 定款一部変更の条件

現行定款第6条(発行可能株式総数)と現行定款第8条(単元株式数)の変更は、本定時株主総会において、「株式併合の件」の議案が承認可決されることを条件といたします。

なお、現行定款第2条(目的)の変更は、本定時株主総会において、本件が承認可決されることのほかに条件はございません。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日 平成29年7月24日(月)

第 46 期定時株主総会開催日 平成 29 年 8 月 29 日(火)(予定)

定款一部変更

第2条目的変更の効力発生日平成29年8月29日(火)(予定)第6条発行可能株式総数変更の効力発生日平成29年12月1日(金)(予定)第8条単元株式数変更の効力発生日平成29年12月1日(金)(予定)株式併合の効力発生日平成29年12月1日(金)(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年12月1日となりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、同年11月28日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】「単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A」をご参照ください。

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位及び証券取引所の売買単位となる株式数を変更することであります。今回、当社は、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることであります。今回、当社は、 10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的とし、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取組みを進めており、100株単位への移行期限は平成30年10月1日とされております。

当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、当社株式の売買単位当たりの価格について、全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的とし、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年11月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10 分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)がある場合は、これを切り捨てます。)となります。

また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日(平成29年12月1日(予定))の前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2個	200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1個	120 株	1 個	なし
例3	110 株	なし	11 株	なし	なし
例 4	4 株	なし	なし	なし	0.4 株

- ※例2及び例3において発生する単元未満株式(例2では20株、例3では11株)につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ※例4において発生する端数株式相当分(例4では0.4株)につきましては、すべての端数株式相当分を 当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて交付いたします。
- ※例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何 卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q4. 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社又は後述の当社株主名簿管理人までお問合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により、株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や 資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の 変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、 併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因 を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A7. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 8 月 29 日(火) 第 46 期定時株主総会決議日 平成 29 年11月 27 日(月) 1,000 株単位での最終売買日

平成 29 年11月 28 日(火) 100 株単位での売買開始日

平成29年12月1日(金) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 29 年12月 下 旬 株主様へ株式併合割当通知発送 平成 30 年 1 月 中 旬 端数株式処分代金の支払開始

単元株式数の変更及び株式併合は、平成29年8月29日開催予定の定時株主総会において、「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」の議案が承認可決された場合の予定であります。

Q8. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引の証券会社又は下記当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号:0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間:午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以上